

大学図書館コンソーシアム連合会費規程

〔平成25年2月20日
制 定〕

改正 2019（平成31）年3月15日

（総則）

第1条 「大学図書館コンソーシアム連合要項」の第18条に基づき、大学図書館コンソーシアム連合（以下「連合」という。）の会費に関して必要な事項を定めるものとする。

（会費の額）

第2条 連合の会費額は、会員の大学等の常勤教員数及び大学院定員の合計人数（以下「構成員数」という。）により、次のとおりとする。

2020年度まで

区分	構成員数	会費額（年額）
A	5,001人以上	60,000円
B	1,001人～5,000人	40,000円
C	1人～1,000人	20,000円

2021年度から

区分	構成員数	会費額（年額）
A	5,001人以上	84,000円
B	1,001人～5,000人	56,000円
C	1人～1,000人	28,000円

（会費の納入）

第3条 会員は、毎年7月末日までに会費全額を納入するものとする。

2 会費の分納は、認めないものとする。

3 会費は、連合の事務局が指定する金融機関に振り込むものとする。

4 年度の途中から入会した場合は、原則として、入会が承認された翌月の末日までに会費全額を納入するものとする。

（支援金）

第4条 会員及び会員以外の個人または団体会費以外の負担（以下「支援金」という。）を希望する場合は、運営委員会の承認を受けるものとする。

2 運営委員会委員長は、前項の事実が発生した場合には、総会において報告を行わなければならない。

(会費の管理)

第5条 会費及び支援金の管理は、連合事務局を置く国立情報学研究所において行う。

附則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この規程は、2019（平成31）年4月1日から施行する。